

事 務 連 絡  
平成 30 年 3 月 22 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課訪問サービス係

### 居宅介護における同一建物減算（大規模）の取扱い等について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、居宅介護と同行援護の報酬に新たに加算及び減算を設けましたが、当該加算及び減算の取り扱いについて、下記のとおりお知らせしますので、御承知おきいただくとともに、管内の居宅介護事業所及び同行援護事業所に周知いただくようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 居宅介護について

居宅介護では、同一建物等に居住する利用者等に居宅介護を提供した場合の減算を新設することとしている。当該減算は以下の①から③の分類があるが、このうち、③の減算については、障害者自立支援給付支払システム（以下「システム」という。）におけるサービスコードの設定を平成 30 年度下期に行う予定であるため、平成 30 年 4 月から当面の間は、システムによる算定ができないこととなる。

- ① 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（10%減算）
- ② 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）（10%減算）
- ③ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）（15%減算）

（注）サービス提供実績記録票上、①及び②は「同一建物減算」、③は「同一建物減算（大規模）」とされている。

このため、当面の間は、「同一建物減算（大規模）」を算定する場合、請求システム上の「同一建物等減算（10%減算）」（上記①及び②に係るもの）のサービス

コードを入力して請求を行うこととし、システムに「同一建物減算（大規模）（15%減算）」のサービスコードが実装された後に、過誤調整により、4月提供分以降の請求を取り下げ、「同一建物減算（大規模）（15%減算）」のサービスコードを入力して請求し直すこととする。

## 2 同行援護について

同行援護の障害支援区分3の利用者に提供した場合の加算及び障害支援区分4以上の利用者に提供した場合の加算について、障害児の場合は、区分3又は区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供した場合に当該加算を算定することができることとしているが、障害児に係る当該加算を請求するとき、システムではエラーコードが「PB35」、エラーメッセージが「※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません。」の「警告」が生じることとなる。当該仕様については、次期報酬改定にて改修を予定しているが、当面の間、受給者証に当該加算の記載がある障害児について、「警告」が生じることとなる。そのため、市町村における二次審査において区分3又は区分4以上に相当する支援の度合いかを確認し、支払可否を判断すること。

また、国保中央会が提供する簡易入力システムを利用している同行援護事業所においては、別紙「障害児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた加算の請求方法について」を参考に請求されたい。

## 障害児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた 加算の請求方法について

質問：同行援護の障害支援区分3の利用者に提供した場合の加算及び障害支援区分4以上の利用者に提供した場合の加算について、障害児の場合は、区分3、または区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供した場合に当該加算を算定することができるかとされているが、実際に簡易入力システムにて請求を行う場合はどのように入力すればよいのでしょうか。

回答：区分3、または区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合、【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、区分3、または区分4以上の情報を登録してください。

このように登録した場合、【同行援護サービス提供実績記録入力】画面での登録時に行われる請求明細書自動作成にて、区分3、または区分4以上の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

### ◆◆◆ 対処方法 ◆◆◆

以下のとおり、【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、障害児において、[区分3]に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合には[区分3]、または[区分4]以上に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合には[区分4]を登録します。

障害支援区分の情報を登録することにより、【同行援護サービス提供実績記録入力】画面での登録時に行われる請求明細書自動作成にて、[区分3]、または[区分4]以上に該当する加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

#### 【受給者情報】画面

受給者情報(基本) ※は必須入力項目です

支給市町村 ※ 国保市 受給者証番号 ※ 1234567890  サービス利用終了

登録 クリア 削除 戻る 支給決定情報

受給者情報(詳細)

全情報 障害支援区分 計画相談支援給付費/サービス利用計画作成費 特定障害者特別給付費 ※利用者負担上限月額 食事提供 算 利用者負担上限額管理

No.	障害支援区分	認定有効期間
		開始年月日 終了年月日
2	なし	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
1	区分3	平成30年04月01日 平成31年03月31日

明細追加 明細修正 明細削除 明細クリア

【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、[区分3]、または[区分4]の情報を登録します。

《[区分3]で登録した場合》

区分3の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

《[区分4]で登録した場合》

区分4以上の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。